

九州大学学生表彰規程

平成16年度九大規程第100号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：平成30年 3月30日
(平成29年度九大規程第133号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学部通則(平成16年度九大規則第2号)第34条第2項及び九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第37条第2項の規定に基づき、九州大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、かつ、学界又は社会的に高い評価を受けた者
- (2) 学業において、成績が特に優秀で、かつ、他の学生の模範になると認められる者
- (3) 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (4) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 副学長、各学府長、各学部長、各課外活動サークルの顧問教員等は、前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当すると認める者を総長に推薦することができる。

2 各学部長は、前条第2号に該当すると認める者を総長に推薦することができる。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 総長は、前条の規定に基づき推薦された者について、学生支援委員会の議を経て選考の上、表彰される者(以下「表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に規定する者の表彰は、原則として当該者の卒業に係る学位記授与式において行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大規程第50号)

この規程は、平成18年1月13日から施行する。

附 則(平成18年度九大規程第26号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規程第112号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第154号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大規程第133号)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の九州大学学生表彰規程は、平成30年4月1日から本学に入学す

る者から適用し、平成30年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。